

令和 6 年度重点事業②

ペット同伴者専用避難所の試行設置について

動物愛護管理センター 2 か所を飼い主とペットと一緒に過ごすことができる避難所として試行的に運用開始

1 目的

福岡市の指定避難所では、動物が苦手な方やアレルギー等を考慮し、ペットの飼育管理は飼い主と別の場所で行うことになっているが、そのことに不安を感じ避難を躊躇する飼い主もいると考えられるため、飼い主とペットが同じ場所で過ごすことが可能な専用避難所を試行的に設置し、そのニーズや避難所の運営など、ペット同伴者の受入方法について検討するもの。

2 受入対象者

ペットがいることによって最寄りの指定避難所への避難が難しい市民

(飼い主が近くにいないと飼い犬が吠え続ける、周囲への影響が気になる等)

3 受入条件

○ 犬、猫、小動物（ハムスターやうさぎ等の哺乳類、鳥類など）

○ ケージやキャリーバッグなどに入れて管理できること。

○ 避難者が、適切に管理・制御できる個体、頭数であること。

※受入れ対象外となるもの

○ ケージに入らない大きな動物（大型犬など）

○ 逃げ出すと人に危害を加える恐れがある動物（ニシキヘビやワニガメなど）



4 運用開始日 令和 6 年 6 月 1 日 (土)

5 開設基準 地震や風水害に伴い市内の指定避難所が開設されたとき

6 設置場所 ※飼い主とペットと一緒に過ごすことができる避難用テントを室内に設置

① 東部動物愛護管理センター：4 世帯まで

② 家庭動物啓発センター：6 世帯まで

7 避難する際の流れ

(避難所を開設し、専用ダイヤルで受付開始)

① 専用ダイヤルに電話（災害時のみ電話開設）

② ペットをケージなどに入れ、動物愛護管理センターへ避難
(フードやペットシートなどの必要物品を持参)

③ テント内でペットと一緒に生活

(避難情報の解除後、避難所閉鎖)

避難用テント（約 4 m²）

